

令和8年1月30日（金曜日） 第679号

北海道公報

北海道告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和8年1月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年1月30日

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
笹 川	農業用用排水施設、区画整理	北海道十勝総合振興局のウェブサイト
川西中央2-3	同	同
二 宮 東	区画整理	同

縦 覧 期 間 1月31日～2月19日

計画確定予定 3月9日（予定）